

**「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案に関する御意見の概要及び
御意見に対する考え方**

御意見の概要	御意見に対する考え方
移行期間等に関する御意見（1件）	
<p>私は本意見を、一般消費者の視点および消費者の立場での「分かりやすさ」「信頼性」を重視して述べさせていただきます。</p> <p>今回提示された「魚介類の名称のガイドライン（案）」について、以下の点を強く支持／懸念いたします。</p> <p>1. 支持する点</p> <p>原種・亜種ごとの標準和名や学名の併記は、消費者が「何を買っているか」「何を食べているか」を正確に理解するうえで非常に有益であると感じます。特に、同じ“アワビ”や“カキ”といっても種によって鮮度や産地、味わい、安全性が異なる可能性があり、消費者の知る権利に応えるものだと思います。</p> <p>また、漁業者・流通業者にとっても、ガイドラインの明文化によって混乱が減り、統一的な表示が可能になることで、消費者との信頼関係の構築につながると思います。</p> <p>2. 改善または配慮を望む点</p> <p>一方で、あまりに細かく種別・亜種別のラベル義務を厳格にすると、小規模漁業者や魚介流通の現場において、負担やコストが過度に増大する懸念があります。特に、漁獲ごとに種を特定・分類・表示する体制が整っていない事業者にとっては、実務が困難になる可能性があります。</p> <p>したがって、ガイドラインを義務化とするか、あるいはあくまで「努力義務／推奨表示」とするかについては、実態に応じた柔軟性を認めるべきと考えます。たとえば、小規模事業者にはある程度の猶予期間や支援、あるいは簡易表示の選択肢を設けるなど、段階的な導入が望ましいと思われます。</p> <p>また、消費者の立場からは、「一般消費者向けの表示は統一の“和名”または“通称名”をメインにし、注釈として学名・詳細名を併記する」という形でも良いのではないかと思います。これにより、表示が複雑・長くなりすぎず、スーパーや小売店でも見やすく、消</p>	<p>< 1. について ></p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>< 2. について ></p> <p>本ガイドラインは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）で義務付けられている生鮮水産物の「名称」等を表示する際の「考え方」をお示ししたものであり、法令上の義務を課すものではありません。</p> <p>御指摘のとおり、事業者の実行可能性も勘案し、魚介類の名称を過度に細分化して表示しないようにすることは重要です。このため、本ガイドラインにおける魚介類の名称の一般ルールでは、標準和名を表示することを基本としつつも、より広く一般に使用されている名称があれば、その名称を表示することを認めるとともに、種名の表示が困難である等の一定の要件を満たす場合は総称での表示を認める等、消費者の商品選択に資する複数の表示方法を示しているところです。</p> <p>また、上記の考えに従って、国内の流通量が多い等により名称例を整理する必要性が高い魚介類については、その一般的名称も含めて本ガイドライン別表1及び2で示しています。</p> <p>今回、改正を予定している名称例は令和7年度魚介類の名称のガイドライン改正案検討会（以下「検討会」といいます。）において、消費者の意向のみならず流通現場の実態及び事業者関係者の御意見を踏まえて検討した結果を反映しています。このため、御指摘の小規模事業者や魚介流通の現場への負担にも配慮した内容になっているものと考えています。</p>

<p>費者にも理解しやすいものになると考えます。</p> <p>結論</p> <p>以上の理由から、私は今回の「魚介類の名称のガイドライン（案）」について、基本的には賛同いたします。</p> <p>ただし、特に小規模漁業者・流通業者への配慮を踏まえた柔軟な運用（義務ではなく推奨、あるいは段階的導入）を併せて採用することを強く希望します。</p>	
別表に関する御意見（3件）	
<p>順番が変わっている部分もあるが、そもそもどういう順番で並べているのか。</p>	<p>分類学における一般的な順に従い、科を系統的な順で並べた上で、学名のアルファベット順で並べています。</p>
<p>イガイの一般的名称にムールガイが追加されたが、標準和名モエギイガイは左欄に変わる一般的名称としてパーナガイの記載しかない。モエギイガイはムールガイと呼称して販売することは認められないのか。</p>	<p>検討会において、流通実態及び事業関係者の御意見等を踏まえて検討した結果として、本ガイドライン別表2にモエギイガイ（学名：<i>Perna canaliculus</i>）の一般的名称例として「パーナガイ」のみを掲載しております。</p> <p>なお、同表に掲載している名称は、あくまでも例示であり、消費者の適正な商品選択に資するものであれば、他の一般的名称を表示することが可能ですが、その適否については、消費者の誤認防止の観点等を含め、食品表示基準の規定等に基づいて総合的に判断されることとなります。</p>
<p>2点ご確認です。</p> <p>1. 現在「さるぼう貝」表示の商品を取り扱っておりますが、今回なぜ「サルボウガイ」から「サルボウ」になったのでしょうか。（ホタテガイは変更なくホタテガイのままとなっています）。</p> <p>2. アカガイ、サルボウ（ガイ）については、なぜ学名が変更になったのでしょうか。</p>	<p><1. について></p> <p>「サルボウ」が、種の和名として、貝類の研究者間で認知され、専門書にも使用されていることが検討会において確認されましたので、本ガイドライン別表1に掲載する標準和名を「サルボウガイ」から「サルボウ」に改正しています。</p> <p>なお、当該種の一般的名称として、従前どおり「サルボウガイ」と表示することは可能です。</p> <p><2. について></p> <p>アカガイ及びサルボウについては、分類学的研究の進展による属の見直しに伴って、学名が <i>Anadara broughtonii</i> 及び <i>Anadara kagoshimensis</i> にそれぞれ変更されているためです。</p>
一般的名称等に関する御意見（1件）	
<p>食品表示基準において、水産物の名称はその内容を表す一般的な名称を表示することとさ</p>	<p>魚介類の名称については、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている名</p>

<p>れています。一般的な名称が分からない場合には、魚介類の名称のガイドラインを参考にすることも多いと思いますが、同ガイドラインに記載のない名称であっても百科事典等の記載を基に表示することでもよいでしょうか。また、使用できない名称例を表示することは適切ではないものの、ガイドラインであって法律ではないことから直ちに法律違反にならないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>称があれば、その名称を表示することができます。本ガイドライン別表1及び2に一般的な名称例を示しているところですが、これはあくまでも例示であり、同表の「注」の4に記載のとおり、書籍等の使用例に基づき一般的な名称を表示することが可能です。</p> <p>その名称が法令に抵触するか否かについては、消費者の誤認防止の観点等を含め、食品表示基準の規定等に基づいて総合的に判断されることとなりますが、本ガイドライン別表2に記載の「使用できない名称例」は、検討会において、消費者の誤認防止の観点等を含めて検討した結果であることに御留意ください。</p>
--	---